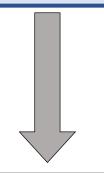
事業者向け 中小企業支援補助金

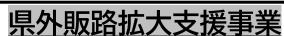
町内で事業を営んでいる皆さまのための補助金です 前向きな一歩を応援します

自社事業の スキルアップや社員の 人材育成のため 資格取得に取り組みたい

県外への商品やサービス等 の販路拡大のため 展示会に出展したい



自社PR・販売力を 促進するため チラシ・ホームページを 作成したい



販路拡大のため、県外の展示 会(オンライン含む)出展に 係る費用を補助

<u>補助上限:10万円</u>

人材育成支援事業

自社事業のスキルアップや人 材育成の資格等の受験手数 料・研修費用を補助

<u>補助上限:5万円</u>

※新規創業者は15万円



販売力促進支援事業

自社PR・広報宣伝費用を補助

補助上限:5万円※新規創業者は15万円

※事業の委託先が町内企業の場合、新規創業者に限らず5万円を加算

※補助率はいずれも対象経費の2分の1以内

裏面に、支援補助金制度の詳細を記載しています ご確認ください

清水町 産業観光課 産業振興係

〒411-8650 清水町堂庭210番地の1 ☎055-981-8239

「清水町中小企業支援補助金制度」の概要

7.10	
区分	内 容
補助対象者	○中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条に規定する中小企業者であり、町内に本社または事業所を有し、事業を営んでいる者 ○町税等の滞納がない者
補助対象経費	それぞれの事業区分に掲げるとおりとする。
	(1)県外販路拡大支援事業
	県外の展示会・商談会等に係る出展料・配送料・登録料
	(2)人材育成支援事業
	代表者及び社員が自社事業に係る国家資格等の取得に関する
	受験手数料・研修料・教習料
	(3)販売力促進支援事業
	ホームページ・パンフレット作成費等の販売促進に係る費用
補助額/	補助率はいずれも対象経費の <u>2分の1以内</u>
補助割合等	(1)県外販路拡大支援事業 上限10万円
	(2)人材育成支援事業 上限5万円(新規創業者は上限15万円)
	(3)販売力促進支援事業 上限5万円(新規創業者は上限15万円) (新規創業者:事業を開始した日以降の期間が5年未満の個人又は設立の日以降の期間 が5年未満の会社)
	※ただし(3)の事業は、事業の委託先が町内事業者である場合は新規 創業者に限らず、上限額に5万円を加算する。
注意事項	各支援事業の補助を受けるためには、 事前に申請をすることが 必要です。 ※事業実施後の申請は、受付できませんのでご注意ください。

※申請に必要な書類は、清水町ホームページからダウンロードできます。

清水町ホームページURL

http://www.town.shimizu.shizuoka.jp/chiiki/chiiki00262.html













